

平成 25 年度事業計画

1 方針

社団法人全国行政相談委員連合協議会は、行政相談委員の発意により、全国的な団体の必要があるとして、昭和 44 年に任意団体として設立され、また、昭和 53 年に社団法人として許可されて以来、今日まで、設立の目的や行政相談委員法の規定に基づく委員業務と啓発・宣伝活動を直接・間接にサポートし、行政相談委員がより活発に活動するための種々の事業を行ってきたところであるが、平成 25 年 4 月 1 日をもって「公益社団法人」に移行することになった。

これを契機に、改めてこの団体が行政相談委員が自ら組織した行政相談委員のためのものであることを再認識するとともに、行政相談委員の自主的活動や各種委員との連携などを充実強化し、国民の行政に関する苦情の解決の促進に資することが求められている。

このような状況を踏まえ、平成 25 年度においては、次の事項に重点を置いて効果的な事業の実施に努めるものとする。

- ①全相協の諸課題に関する検討会からの団体の在り方や財政基盤に関する提言の実行に努める。
- ②図書、資料等については、より一層行政相談委員のニーズ、意見等を反映させた企画を行い、委員の広報、相談活動等に資するものとするが、併せて委員による資料購入の促進を図るため、地相協を通じた効果的購入促進方策の具体的推進を行う。
- ③創生事業特定資産の果実を財源として実施している創生事業については、従来の均等配分方式を踏襲しつつ、特別事業については、25 年度も引き続き実施し、事業活動の一層の活性化を図るものとする。
- ④事務・事業の運営に当たっては、更に見直しを行い、経費等の節減合理化を図るとともに、契約方式についても一層の見直しを行う。

2 事業計画

(1) 啓発宣伝

ア 広報宣伝用リーフレット等の作成配布

行政相談に関するリーフレット及び国民生活に身近な各種行政制度、施策をわかりやすく解説した行政ミニ情報を作成して、行政相談委員の広報宣伝用として配布する。

イ 季刊「行政相談」の刊行

全国の行政相談委員や協議会の活動等を広く紹介するため季刊「行政相談」を年4回刊行する。

ウ 行政相談出前教室用教材(小学生用)の作成

行政相談委員活動の支援の一環として、行政相談出前教室用教材(小学生用)を作成する。

作成に当たっては、行政相談委員等で構成する企画委員会(仮称)を開催し、出前教室の開催に限らず、広く啓発宣伝資料として利活用できるものとするなどについて検討する。

エ 全相協ホームページの充実

行政相談委員と全相協とのコミュニケーションを図るとともに、情報公開を徹底し、国民からのアクセスを活発化するため、掲載情報の更なる見直しとビジュアル化・充実化に努める。

また、地相協が開設したホームページとのリンクを行う。

(2) 研修教育

ア 行政相談委員研修の推進

全相協と各広相協との共催により、行政相談委員研修会を開催する。

イ 平成26年版の行政相談委員手帳を刊行する。

ウ 全相協の収支決算、予算、事業計画及び事業報告などの事業活動を全委員に周知するため、「全相協だより」を年1回発行する。

(3) 創生事業

ア 行政相談委員活動の活発化

創生事業特定資産の運用収入により、地相協、広相協等の事業活動を支援し、その活性化を推進する。

一般事業及び特別事業に対する助成等については、「平成25年度創生事業費に係る助成基準等について」(平成25年3月15日理事会決定)に基づき行う。

イ 創生事業特定資産の造成

創生事業特定資産の目標額の達成については、この資産が行政相談委員や地相協の自主活動を助成する資金を提供していることを周知し、引き続き努力する。

(4) 連絡・連携

ア 広相協及び地相協との連絡・連携

全相協、広相協及び地相協との相互の情報提供・連絡等連携の緊密化を図る。

イ 各種委員団体との連携の支援

関連各種団体との連携、情報交換に努め、各地相協を通じて情報提供を行い、行政相談委員活動を支援する。

(5) 行政相談に関する調査研究及び資料の収集並びに提供

行政相談委員活動の充実に資する調査研究事業の実施に努める。

また、行政相談委員や地相協における積極的かつ他の範となる活動等については、「季刊行政相談」又は全相協ホームページ等で取り上げ、周知するものとする。

(6) 国際交流等

諸外国のオンブズマン等との情報交換、友好増進を図るため、国際交流の推進に努める。

また、総務省で開催（予定）される全国苦情救済・オンブズマン制度連絡会議や日本オンブズマン学会に出席し、意見交換等を行う。

(7) 被災された地域の委員への支援事業

天災により被災された委員等の活動を支援するため、納入が困難と思われる委員の会費(地相協、広相協、全相協)の肩代わり等の支援を行う。

(8) 表彰及び補償

ア 本会表彰規程により、全相協功労者等に対して表彰又は感謝状の贈呈を行う。

イ 行政相談業務従事中の傷害に対処するため傷害保険に加入する。

(9) 賛助会員の募集

全相協活動に対する理解と支援を図るため、引き続き賛助会員の募集を行

う。

また、23年度から新たに設けた「行政相談委員経験者の賛助会員」（年会費1口3,500円）の募集を行い、行政相談委員OBとの連携に努める。